

1. 自治法の「権利義務」規定（10条2項）

(1)自治体の役務の提供を等しく受ける権利

金銭的扶助、資金貸付け、保険。

公の施設（244条）の利用 ⇨ これは次回

(2)負担を分任する義務

地方税、分担金、使用料、手数料、受益者負担金等の納付

2. 選挙制度

(1)選挙権

選挙人名簿への登録

外国人参政権の問題 ⇨ これは憲法で学ぶ

(2)被選挙権

議員 25歳以上、都道府県知事 30歳以上、市町村長 25歳以上（19条）

3. 直接請求

(1)直接参政

(a)民意の直接発現

①町村総会 → 議会の代替物

②首長公選制 → 執行機関の選出

(b)住民の直接的な政治参加

直接請求、住民投票、住民監査請求・住民訴訟

(c)意義

住民自治、代表民主制の補強

(2)直接請求制度の歴史

●1946年9月27日の市制・町村制の改正で「直接請求」制を導入

●1947年地方自治法で引き継ぎ

施行令により、署名収集期間を都道府県2か月、市町村1か月に限定

●1948年改正

条例の制定改廃請求の対象から、地方税、分担金、使用料等を除外

●1950年改正

手続規定を詳細化、選挙管理委員会に署名審査権、署名に関する罰則規定

●1969年改正

同一区域内で選挙が行われたときは、政令で定める期間、直接請求のための署名

を収集しえない旨の規定が置かれた。

(3)直接請求制度の分類

(a)議会に関わるもの

①議会解散請求（13条1項）

②議員の解職請求（13条2項）

*解職請求代表者の資格に関して、最大判平成21年11月18日民集63巻9号
2033頁[自治百選22事件] ⇒ 2011年地方自治法改正（80条4項・74条6項）

(b)執行機関に関わるもの

①長の解職請求（13条2項）

②副知事または副市町村長、選挙管理委員、監査委員、公安委員会の委員の解職請求
（13条2項）

③教育委員会の委員の解職請求（13条3項）⇒ 地方教育行政法8条に手続の定め

④自治法以外の法律に根拠を有する解職請求

○農業委員 ⇒ 農業委員会法14条

○海区漁業調整委員 ⇒ 漁業法99条

⑤事務監査請求（75条）

(c)執行機関を介して議会に関わるもの

①条例の制定改廃請求（74条以下）

②合併協議会の設置の請求

市町村合併特例法に基づく制度

2002年住民投票制の導入

4. 住民参加と住民投票

(1)住民参加

(a)法律による住民参加の仕組み

行政手続法、環境影響評価法、河川法、都市計画法、廃棄物処理法

(b) 住民参加条例

(c)パブリックインボルブメント

(2)住民投票（323~326頁）

(a)課題特定型条例

原発、産業廃棄物処分場など

(b)一般手続型条例

住民投票条例、自治基本条例

(c)投票結果の法的拘束力

第 11 回 公の施設の設置と管理

1. 公の施設とは？

(1) 定義

普通地方公共団体が住民の福祉を増進する目的をもって、その利用に供するために設ける施設（自治法 244 条 1 項。283 条 1 項により特別区にも適用）

(2) 具体例

公立学校・幼稚園、保育所、児童館、コミュニティーセンター、高齢者福祉施設、障害者施設、青年の家、公民館、図書館、博物館、生涯学習センター、文化ホール、体育館、競技場、公園、病院、公営住宅 * 開放型施設と閉鎖型施設

(3) 法律の規定

地方自治法第 10 章 + 個別法 e.g. 公営住宅法、都市公園法

(4) 歴史

昭和 38 年地方財務会計制度大改正（法 99）に際して新設。それまでは、「財産又は営造物」。

2. 条例設置主義

- 使用料は条例事項 * 神戸地判平成 16 年 3 月 31 日判タ 1220 号 175 頁；市営住宅の家賃増額が無効であるとされた事例
- 住民の平等利用権
長期独占利用は議会の特別多数の同意が必要（244 条の 2 第 2 項、96 条 1 項 11 号）

3. 住民の平等利用権

(1) 開放型施設

- 自由使用（許可使用）が原則 ⇔ 個別法の定め e.g. 公民館
- 管理の支障を理由とする拒否（328 頁）
 - ①上尾福社会館事件（最判平成 8 年 3 月 15 日・自治百選 57）
 - ②府中青年の家事件（東京高判平成 9 年 9 月 16 日 判例 175 号 64 頁）
 - ③音楽堂事件（大阪地判平成 4 年 9 月 16 日判時 1467 号 86 頁）
⇨ 法学教室 288 号演習行政法
 - ④金剛山歌劇団事件（岡山地決平成 18 年 10 月 24 日 裁判所ウェブサイト）
* 執行停止の申立て事件

(2) 閉鎖型施設

行政財産の目的外使用の許可

- ①学童クラブ事件（大阪地判平成 15 年 5 月 8 日判タ 1143 号 270 頁）
⇨ 法学教室 288 号演習行政法

②教研集会事件（最判平成 18 年 2 月 7 日民集 60 卷 2 号 401 頁・自治百選 59）

(3)契約締結強制

給水拒否と水道法 15 条の「正当な理由」

4. 指定管理者制度

(1)かつての管理委託

「公の施設の管理にかかわる基本事項は条例で定められ、原則として地方公共団体の長がその管理にあたる（自治法 149 条 7 号）。だが、条例の定めがあれば、長はその管理を地方公共団体の出資する法人等に委託することができる（244 条の 2 第 3 項）。これを管理委託という。管理委託は、公の施設の効用をいっそう適切に発揮できるようにするための制度である。かつては委託の相手方は、公共団体または赤十字、農協、青年団、町内会、PTA のような非営利的公益団体にかぎられていたが、平成 3 年の法改正でこの制限が緩和され、地方公共団体が 2 分の 1 以上出資している団体（いわゆる第 3 セクター）等へも管理委託ができることになった（令 173 条の 3）。民間活力を利用していっそう適正な管理を期そうとする趣旨である。」（原田尚彦『地方自治の法としくみ』[全訂 2 版 6 刷 1998 年]196 頁。条文は当時のもの。）

(2)指定管理者制度

「公共的団体」から民間へ。2003 年自治法改正で導入。直営か指定管理者かの選択。

(a)制度の骨格

指定管理者の指定（＝処分）、議会の議決、指定管理者の収入として料金徴収可、自治体の指示権・指定取消権・業務停止権

(b)法科大学院的関心

使用許可と行政手続法・条例、監督権行使の義務付け訴訟、住民訴訟

国賠責任 Cf. 最決平成 17 年 6 月 24 日判時 1904 号 69 頁（指定確認検査機関）

(c)公共政策大学院的関心

指定の手続のあり方、民間の質の確保、統制の手段（情報公開等）